

## 2. 手帳の交付

### (1) 身体障害者手帳

内 容	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、H I V感染による免疫機能の障害のある人に交付されます。 手帳には、障害の程度により1級から6級までの区分があります。 手帳を取得することで、障害福祉サービスが利用できるようになります。
申請手続	手帳交付申請書・指定医師の診断書・写真（縦4cm×横3cm）1枚・本人の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの・来庁者の本人確認できるものを添えて手続きしてください。 ※交付までには1～2カ月程度かかります。 ※写真は、手帳受領時にお持ち頂いても結構です。 ※手帳交付の申請の際に要した診断料については助成します。（医療機関の領収書原本が必要です。ただし、生活保護受給世帯を除く） ※指定医師については、障害福祉課でお尋ねいただくか、下記ホームページから検索できます。 ＜大阪府身体障害者手帳 指定医師検索システム＞ <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/cgi-bin/shiteiishi/index.php">https://www.pref.osaka.lg.jp/cgi-bin/shiteiishi/index.php</a>
等級変更	障害の程度が変わったと思われるかたは、指定医師の診断を受けてください。
変更届	住所や氏名を変更された場合は届け出てください。
再交付	紛失や破損などをしたときは、写真を添えて申請してください。
返 還	死亡されたとき、障害を有しなくなったときは手帳を返還してください。
窓 口	障害福祉課 (TEL) 072-433-7012 (FAX) 072-433-1082

### (2) 療育手帳

内 容	大阪府貝塚子ども家庭センターまたは大阪府障がい者自立相談支援センターで、知的障害と判定されたかたに交付されます。 手帳には、障害の程度によりA（重度）・B1（中度）・B2（軽度）に分けられます。 手帳を持つことで、障害の程度に応じたサービスを利用できるようになります。
申請手続	手帳交付申請書・写真（縦4cm×横3cm）1枚・本人の個人番号（マイナンバー）が確認できるものを添えて手続きしてください。 ※大阪府貝塚子ども家庭センター（18歳未満）・大阪府障がい者自立相談支援センター（18歳以上）の判定を受けます。 ※交付・更新までには4～5カ月程度かかります。 ※写真は、手帳受領時にお持ち頂いても結構です。
再 判 定	療育手帳に、次回の判定時期が指定されます。 その時期までに判定を受ける必要がありますので、更新の申請をしてください。 （写真が必要です）
変更届	住所や氏名を変更された場合は届け出てください。
再交付	紛失や破損などをしたときは、写真を添えて申請してください。
返 還	死亡されたとき、障害を有しなくなったときは手帳を返還してください。
府外転出	大阪府外（大阪市・堺市を含む）に転出する際は転出先で新たに療育手帳を取得していただく必要がありますので府外転出の旨を届け出てください。
窓 口	障害福祉課 (TEL) 072-433-7012 (FAX) 072-433-1082

### (3) 精神障害者保健福祉手帳

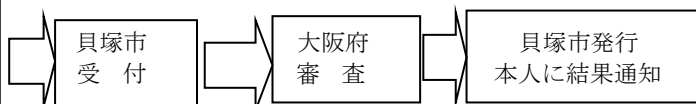
初診日から6カ月以上を経過しており、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に制約のあるかたに手帳が交付されます。

各種申請時には対象者の個人番号(マイナンバー)が分かるものと来庁者の本人確認できるもの(マイナンバーカード、障害者手帳、運転免許証等)をお持ちください。

#### 【交付申請手続き】

診断書による申請 (交付までに1カ月半～2カ月程かかります。大阪府での審査状況によりそれ以上かかる場合もあります)

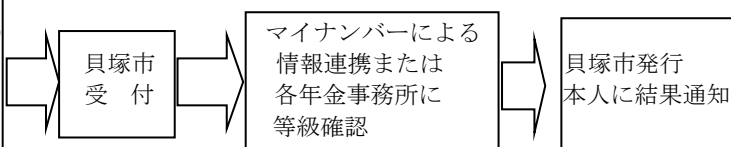
- ・ 医師の診断書(所定の様式)  
※初診日から6カ月以上経過した時点のもの
- ・ 顔写真1枚(縦4cm×横3cm)〔脱帽したもの〕  
※交付決定後、手帳受領時にお持ち頂いても結構です。



★交付決定通知が届いたら、障害福祉課まで手帳を取りにきてください。

年金証書による申請 (交付までに1か月半程かかります。)

- ・ 障害年金証書(精神障害を支給事由とするものに限る)  
※障害年金等級が手帳の等級になります
- ・ 年金裁定通知書及び振込(支払)通知書または特別障害給付金受給資格者証等
- ・ 顔写真1枚(縦4cm×横3cm)〔脱帽したもの〕  
※交付決定後、手帳受領時にお持ち頂いても結構です。



★交付決定通知が届いたら、障害福祉課まで手帳を取りにきてください。

※障害年金証書は、年支給額・障害等級・診断書の種類が記載されているもの。

※主病名がてんかんで障害年金を受給されているかたは、診断書(精神障害者保健福祉手帳用)の提出が必要となります。

<b>更新</b>	手帳の有効期限は2年です。手帳に記載された有効期限の3カ月前から更新の手続きができます。 診断書または年金証書のいずれかによる申請を選択し、必要書類とお持ちの精神障害者保健福祉手帳を持参してください。
<b>等級変更</b>	主治医により障害の程度が変わったと判断された場合、または障害年金の等級が変更された場合に等級変更の申請が行えます。 診断書または年金証書のいずれかによる申請を選択し、必要書類とお持ちの精神障害者保健福祉手帳を持参してください。(※年金証書で申請するかたは、等級変更後の証書が必要です)
<b>変更届</b>	住所(転入含む)または氏名を変更された場合は、届出てください。 必要書類等：精神障害者保健福祉手帳・写真(他市からの転入時のみ)
<b>再交付</b>	紛失、破損などをしたときは、届け出が必要です。必要書類等：写真
<b>返還</b>	死亡されたとき、障害を有しなくなったときは手帳を返還してください。
<b>窓口</b>	障害福祉課 (TEL) 072-433-7012 (FAX) 072-433-1082

※申請用紙は障害福祉課にあります。

※写真貼付なしで手帳を発行した場合、各種割引やサービスが受けられないことがありますので、ご注意ください。

#### ●障害者手帳の等級内容

1級	日常生活が一人では困難(他人の助けが必要)な状態。
2級	部分的に他人の助けが必要で、日常生活に困難がある程度。
3級	障害は重くないが、日常生活、社会生活上の制約がある程度。

### (4) 手帳診断費用助成

<b>対象者</b>	貝塚市内に居住されているかた(生活保護受給世帯を除く)
<b>内容</b>	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の申請に添付する医師の診断書の作成に要する文書料を助成します。 手帳診断書作成料の領収書原本・本人名義の通帳を持ってきてください。
<b>窓口</b>	障害福祉課 (TEL) 072-433-7012 (FAX) 072-433-1082